

佐用町障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する方針

(趣旨)

- 1 この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、町が障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定めるものとする。

(定義)

- 2 この方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(調達方針の適用範囲)

- 3 この調達方針の適用範囲は、町の全ての行政組織とする。

(推進を調達する物品等)

- 4 障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）は次のとおりとする。

(1) 物品（事務用品及び食品等）

(2) 役務（印刷、封入作業、清掃等）

(物品等の調達目標)

- 5 障害者就労施設等からの調達した物品等について、前年度の実績額を上回ることを目標とする。

(調達の推進方法)

- 6 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 障害者就労施設等の情報提供

障害者就労施設等から提供可能な物品等については、健康福祉課が窓口になり庁内各部署へその情報を提供する。各部署はその情報に基づいて障害者就労施設等から物品等を直接調達する。

(2) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定及び佐用町財務規則（平成17年規則第33号）による随意契約により物品等の調達を行う。

(3) 共同受注窓口からの調達

障害者就労施設等へのあっせん・仲介を目的とする共同受注窓口から物品等を調達する場合については、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うものとし、共同受注窓口である特定非営利活動法人兵庫セルフセンターを活用し、物品等の調達を行う。

(調達の実績公表)

- 7 調達方針に基づき調達した物品等の調達実績について、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

(調達方針に基づく担当窓口)

- 8 この調達に基づく担当窓口は、健康福祉課とする。